

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成23年3月11日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 北上鬼柳ショッピングセンター 北上市鬼柳町都鳥190番地2
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 中道リース株式会社
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
 - ア 株式会社ジョイス
 - イ 株式会社ツルハ
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成23年10月20日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,714平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
 - ア 収容台数 151台
 - イ 出入口 3か所
- (7) 駐輪場の収容台数 80台
- (8) 荷さばき施設の面積 162平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 42立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 株式会社ジョイス
 - (ア) 開店時刻 午前9時（年間5日に限り午前6時）
 - (イ) 閉店時刻 午前0時
 - イ 株式会社ツルハ
 - (ア) 開店時刻 午前7時（年間5日に限り午前6時）
 - (イ) 閉店時刻 午前0時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時45分から翌日午前0時15分まで（年間5日に限り午前5時45分から翌日午前0時15分まで）
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前7時から午後9時まで

2 届出年月日 平成23年2月18日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所